



いたびつ 板櫃 <校訓>  
真理の探究  
自主躍進

令和5年9月19日(火)発行  
校長 栗原博巳  
北九州市小倉北区白萩町8番1号  
HP: www.kita9.ed.jp/itabitsu-j/

<学校教育目標>  
自立・共生～自立心にあふれ、他を思いやる心をもった生徒の育成～  
<目指す生徒像>  
①「時を守り、場を清め、礼を正す」生徒(凡事徹底)  
② 自ら考え、正しく判断し、進んで学習や諸活動に取り組む生徒(自立)  
③ 思いやりの心を持ち、協力し合って集団生活の向上に努める生徒(共生)  
④ 与えられた仕事に対し、役割を果たすことのできる生徒(責任)

# 秋の交通安全運動実施について



このたび、北九州市自動車交通事故対策委員会より「秋の交通安全県民運動」の実施について通知がありました。この運動は、県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより交通事故を防止することを目的とするものです。

1 運動期間 令和5年9月21日(木)から9月30日(土)まで(10日間)

2 重点項目

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
  - 横断する時は、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するのを待って渡りましょう。
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
  - 夕暮れ時の早めのライト点灯、夜間の対向車や先行車がない状況でのハイビーム活用に努めましょう。
- (3) 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
  - 自転車等は車両です。見通しの悪い交差点では徐行し、「止まれ」の標識のあるときは、必ず一時停止しましょう。
- (4) 飲酒運転の撲滅
  - 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。

板櫃中、到津小、井堀小、中井小、小倉北特別支援学校付近は交通量も多く、登下校にも注意が必要です。特に、「自転車の安全利用」については、以下の点に気を付けてください。

- ① 中学生は小学生の身近なお手本になる  
中学生の登校する姿を小学生は見ています。あってはならないことですが、危険と知りつつも、仲間の前ではあえて危険に身をさらしたり、他者を危険にさらしたりする事案も見受けられます。ぜひ、その行動が命に関わることを知り、身近なお手本として責任ある行動をとってください。
- ② 車の安全行動を期待しない  
法律(道路交通法第38条)によって自転車を含む車両は、横断歩行者がいる場合、一時停止し、横断歩行者を優先することとなっています。しかし、運転者のよそ見や死角により、運転者が歩行者に気付かない場合や、歩行者を優先しないで走行してしまう場合もあることから、安易に「車は止まってくれるだろう」と思い込んで横断してしまうことがあります。また、横断の際には、(手を挙げ)運転者の顔を見るなど歩行者から積極的に意思表示をすることも大切です。止まってくれた運転手に対しては、横断歩行者がお辞儀をすると、お互い気持ちよく、思いやりのある社会になると思います。
- ③ 飛び出しや斜め横断、車の間の通り抜けに注意する  
見通しの悪い路地や細い道から広い道に出る場合、敷地から出る場合でも安全確認をして、自らが飛び出さないことはもちろん、飛び出してくる車にも注意して。また、目的地に急ぐあまり、斜め横断や車の間の通り抜けが原因で重大な事故に遭うケースもあります。
- ④ 反射材等を身に付ける  
秋から冬の日没前後において、制服を着用して帰宅する場合、制服の色は運転手からは発見しにくいと言われています。反射材や反射シール等をかばんや制服・靴に身に付けるなどして、発見されやすくなるよう工夫することも大切です。

## 秋の交通安全県民運動実施要綱 令和5年9月21日(木)～9月30日(土)

運動の目的	この運動は、県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。			
運動の進め方	実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開する。			
運動の重点及び実施事項				
重点	こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保	夕暮れ時と夜間の交通事故防止	自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底	飲酒運転の撲滅
運転者 歩行者は(●は特に運転者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横断歩道に横断者がいる時は、一時停止して横断者を優先させましょう。</li> <li>○横断する時は、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するのを待って、渡りましょう。</li> <li>○近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、青信号で横断する際も左右の安全確認をしましょう。</li> <li>○高齢歩行者は、加齢に伴う、身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夕暮れ時の早めのライト点灯、夜間の対向車や先行車がない状況でのハイビーム活用に努めましょう。</li> <li>●高齢運転者は、身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けましょう。</li> <li>●「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう。</li> <li>○夕暮れ時・夜間に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車等はヘルメットを着用しましょう。(※1)</li> <li>●自転車等は車両です。見通しの悪い交差点では徐行し、「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止しましょう。</li> <li>●夕暮れ時は早めにライトを点灯し、反射材用品等を取付けましょう。</li> <li>●自転車保険に加入しましょう。</li> <li>●「自転車安全利用五則」を守りましょう。(※2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。</li> <li>●飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。</li> <li>●二日酔い運転をしないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。</li> <li>○飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。</li> </ul>
家庭 地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通り慣れた道路の危険箇所や身近におきた交通事故等について話し合い、一人一人が安全行動に努めましょう。</li> <li>○横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務について周知しましょう。</li> <li>○こどもや高齢者の特性を理解し、歩行者の安全確保に努めましょう。</li> <li>○横断歩道等における歩行者等の保護意識の向上に努めましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ながら運転」の危険性・迷惑性について話し合いましょう。</li> <li>○街頭での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。</li> <li>○従業員に対して夕暮れ時や夜間における運転時の注意事項について周知しましょう。</li> <li>○反射材用品等の視認効果や使用方法について確認し、着用を呼び掛けましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭、学校、職場でヘルメットの着用を呼び掛けましょう。</li> <li>○「ながら運転」の危険性・迷惑性について話し合いましょう。</li> <li>○従業員に対して、安全利用に関する指導や業務で使用する自転車の保険加入状況について確認しましょう。</li> <li>○自転車の定期的な点検整備に努めましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合いましょう。</li> <li>○飲酒運転を防止するため、通報訓練を始めとする研修会の実施などに取り組みましょう。</li> <li>○運転前後の従業員に対し、酒気帯びの有無を確認しましょう。</li> <li>○アルコール検知器を活用しましょう。</li> </ul>
実施機関・団体は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。</li> <li>○街頭での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。</li> <li>○自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を推進しましょう。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通死亡事故の発生状況を周知するなど、特徴を踏まえた交通安全教育を推進しましょう。</li> <li>○セーフティ・サポートカーなどの普及を促進しましょう。</li> <li>○夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育を推進しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車等の交通ルール遵守、マナーアップを図る広報啓発活動を推進しましょう。</li> <li>○ヘルメット着用、反射材用品等の取付けやライト点灯を促進する広報啓発活動を推進しましょう。</li> <li>○参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。</li> <li>○福岡県自転車条例の周知に努めましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。</li> <li>○飲酒運転撲滅宣言企業(宣言の店)に登録し、「ハンドルキーパー運動」を積極的に推進しましょう。</li> </ul> 
ウェブサイトやSNS等による情報発信に積極的に取り組みましょう。				

※1 自転車等・・・自転車及び特定小型原動機付自転車(いわゆる「電動キックボード等」をいう)

※2 自転車安全利用五則 ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用